平成２３年（フ）第３０２号
熊本市京町２丁目12番41号
債務者　東　　禎子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２１号
群馬県渋川市石原1262番地　サニーヒル手川B202
債務者　吉田　勝己
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
新潟市秋葉区北潟60番地
債務者　志田ヨシエ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４９号
神戸市灘区八幡町２丁目４番19―215号
債務者　丸草　富子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６２号
神戸市東灘区住吉本町２丁目26番30号
債務者　玉田　仁志
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６２号
函館市大縄町８番10号
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
函館市的場町４番９号
債務者　小原　康和
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
北海道北斗市七重浜３丁目４番５号
債務者　岩坂里香子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町569番地１
債務者　三浦　真吾
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
函館市松川町５番10号
債務者　伊藤　雅宏
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
函館市桔梗町418番地243
債務者　網野　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９６号
函館市田家町11番10―104号
債務者　沖野すえ子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９８号
北海道茅部郡森町字尾白内町295番地の４３番
債務者　上村　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
岩手県一関市山目字境47―１　レジェント恵101号、住民票上の住所宮城県気仙沼市唐桑町北中23番地２
債務者　小川　清子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２９９号
長崎県長崎市小江原１丁目15番３―402号
債務者　嘉村　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係